



# 公正取引委員会

## 九州事務所 NEWS

コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人  
「どっくん」

2025.12月号

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及びフリーランス・事業者間取引適正化等法を運用しています。また、地方事務所では景品表示法(消費者庁が所管)についても相談等を受け付けております。

- **独占禁止法**は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや入札談合、優越的地位の濫用行為等を禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。
- **下請法(R8.1.1～ 中小受託取引適正化法)**は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額、返品等の親事業者の不当な行為を禁止しています。
- **フリーランス・事業者間取引適正化等法**は、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。
- **景品表示法**は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。

### 【お問い合わせ先】

① 広報、職員採用等	総務課 (直通)	092-431-2329
② 独占禁止法、各種ガイドラインに関する相談	経済取引指導官	092-431-5882
③ 合併・事業譲受けに関する相談・届出	経済取引指導官	092-431-5882
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官	092-431-5882
⑤ 優越的地位の濫用に関する相談	取引課	092-431-6031
⑥ フリーランス・事業者間取引適正化等法についての相談、 調査依頼等	フリーランス課	092-437-2756
⑦ 景品表示法についての相談、調査依頼等	取引課	092-431-6031
⑧ 下請法 (R8～取適法) についての相談、調査依頼等	下請課	092-431-6032
⑨ 独占禁止法違反についての調査依頼	第一審査課	092-431-6033

### 【所在地】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館2階

【ホームページ】 公取HP <https://www.jftc.go.jp/>

九州事務所HP [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kyusyu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/)



# 九州事務所 掲示板

## 地方有識者との懇談会の開催

九州事務所では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催について、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
総務課 092-431-2329

## 経営指導員研修の開催

九州事務所では、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、**独占禁止法相談ネットワークの整備・活用**に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、**講師派遣等**を行っております。

【お問い合わせ】  
総務課経済係 092-431-5882

## 消費者セミナーの開催

九州事務所では、一般の消費者を対象として、独占禁止法、景品表示法や公正取引委員会の業務について、クイズ等を交えて分かりやすく説明する「消費者セミナー」を随時開催しております。

つきましては、一般の消費者を対象に説明会等を行う機会がありましたら、消費者セミナーの開催を是非とも御検討ください。

【お問い合わせ】  
取引課 092-431-6031

## 講習会への講師派遣

九州事務所では、独占禁止法等の違反行為の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて、講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
総務課経済係 092-431-5882

## 独占禁止法教室の開催

九州事務所は、将来、様々な場面で経済活動に関わることになる生徒の皆様に、我が国経済の仕組みや市場における競争の必要性を紹介するための取組として、実務経験を積んだ公正取引委員会職員を講師として学校の授業に派遣し、独占禁止法や公正取引委員会の役割等を分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しており、開催を希望する中学校・高校・大学を募集しています。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
総務課 092-431-2329

## トリテキ会議の開催

九州事務所では、サプライチェーン全体の取引適正化を目指して、**中小事業者団体向けの広報・広聴企画「出張！トリテキ会議」**を開催してまいります。

本件企画は、九州各県の商工会議所や中小企業団体中央会等に御協力をお願いして、令和7年10月以降に開催を予定しております。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】  
下請課 092-431-6032

謝金や交通費等の経費は一切必要ないので、気軽に連絡してね！



# 九州事務所の活動状況

## 広報・広聴活動

### ◆講師派遣

下記のとおり講師を派遣いたしました。



開催日	テーマ・内容	対象者	開催場所
11月5日	九州地区物流政策懇談会	九州各県トラック協会会長 専務・常務理事ほか	福岡市
11月5日	下請法基礎講習会	事業者	佐賀市
11月7日	大分県サポート推進会議	大分県中小企業サポート推進会 議員会員	大分市
11月13日	下請法基礎講習会	事業者	長崎市
11月21日	福岡県トラック協会 「法制・税制委員会(勉強会)」	福岡県トラック協会福岡支部、 北九州支部、筑豊支部、筑後支部 「法制・税制委員会」の委員	福岡市
11月21日	独禁法研修会	宮崎県えびの市内の事業者向け	Web開催
11月21日	入札談合防止講習会	宮崎県えびの市の職員向け	Web開催
11月26日	入札談合防止講習会	佐賀県鹿島市の職員向け	Web開催
11月26日	職員向け研修会	長崎県下シルバー人材センター 職員	長崎県 大村市
11月28日	独占禁止法講習会	福岡地区生コンクリート協同組 合 組合員	福岡市

### ◆トピックイベント

下記のとおりイベントを実施いたしました。

開催日	テーマ・内容等	参加者	開催場所
11月14日	消費者セミナー	一般消費者(霧島市民)・ 霧島市消費生活センター職員	鹿児島県 霧島市

## ◆12月の予定

下記のとおりイベントを実施予定です。



開催日	名称	内容
12月1日～5日	公正取引ウィーク in 大分	各種講習会（独禁法・改正下請法など） 大分地区における有識者との懇談会 独占禁止法教室（大学生・高校生・中学生向け）など
12月2日	独占禁止法教室	中学生向け（北九州市）
12月5日	改正下請法説明会	取引適正化法等についての説明
12月8日	独占禁止法教室	大学生向け（熊本市）
12月9日	消費者セミナー	大学生向け（太宰府市）
12月10日	フリーランス法説明会	伊万里労働基準監督署向けフリーランス法説明会
12月10日	改正下請法合同説明会	取引適正化法等についての説明
12月12日	福岡県トラック協会講演会	取引適正化法等についての説明
12月17日	消費者セミナー	大学生向け（久留米市）
12月19日	消費者セミナー	大学生向け（熊本市）

# 事件公表・フォトコーナー

令和7年11月27日 “下請法違反事件”

福岡ダイハツ販売株式会社に対する勧告について（詳細は下記図）

[【HPリンク】\(令和7年11月27日\)福岡ダイハツ販売株式会社に対する勧告について | 公正取引委員会](#)

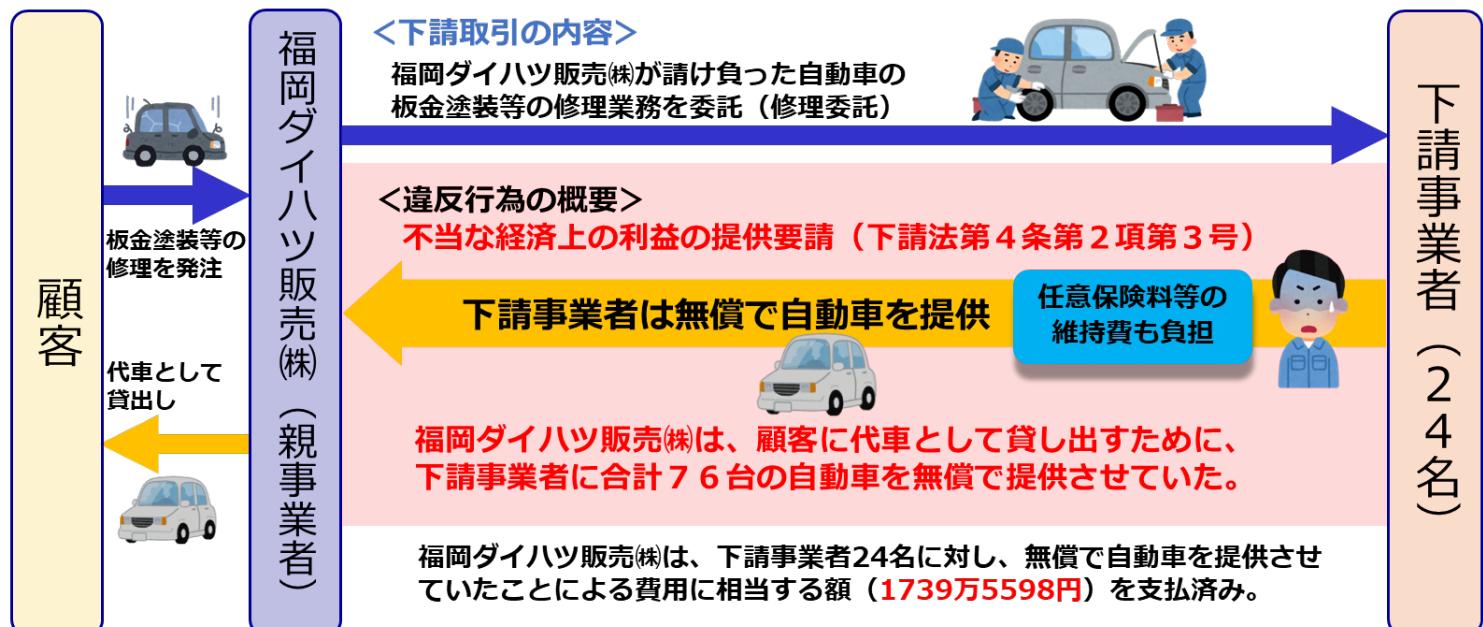
右の二次元コードを読み取っても事件の詳細を確認できるぞ



## 福岡ダイハツ販売株式会社に対する勧告（概要）



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



### 公正取引委員会による勧告の内容

- 今後、自己のために経済上の利益を提供されることにより、下請事業者の利益を不当に害さないことを取締役会の決議により確認すること
- 自社の営業担当者等に対して下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること

など

### ●不当な経済上の利益の提供要請

下請法は、親事業者が自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止している（下請法第4条第2項第3号）。したがって、親事業者が下請事業者に無償で自動車を提供させる行為は、下請法違反となる。

九州事務所で措置公表を行いました。



協力委員の皆様にお伺いした

## 佐賀県内のホットなイベント・スポット



### 1. 佐賀インターナショナルバルーンフェスタ

#### 秋空に色鮮やかな熱気球が舞う

- 世界各国の熱気球が集まるアジア最大級の国際熱気球大会！毎年、佐賀市の嘉瀬川河川敷で開催されています。
- 今年度（R7.10.30～11.3）は、124機/チームが参加し、色とりどりの熱気球が空を彩りました。



- 毎年、県内外からの来場客で賑わい、佐賀を代表する国際イベントとして、魅力を存分に発信しています。
- バルーンフェスタの入場料は無料とのこと。今年行き損ねた方は、是非、来年足を運んでみてはいかがでしょうか。

### 2. 唐津くんち



- 每年11月2、3、4日に開催される唐津神社の秋季例大祭で唐津最大の行事。

『唐津くんち』は、  
✓ 佐賀県重要有形文化財指定  
✓ 国の重要無形民俗文化財指定に、  
『曳山行事』などは、  
✓ ユネスコ無形文化遺産  
に登録されているそうです。

#### 11月2日 宵曳山



- 提灯の灯りの浮かぶ幻想的な曳山
- 唐津くんち最大のみどころ！唐津神社と特別な関係のある青年が、獅子舞を奉納します。



#### 11月3日 御旅所神幸

- 唐津くんち最大のみどころ！唐津神社と特別な関係のある青年が、獅子舞を奉納します。
- 「エンヤ、エンヤ」「ヨイサ、ヨイサ」のかけ声とともに、フィナーレ！